

平成17年第3回臨時会

斑鳩町議会会議録

平成17年5月11日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	藤 本 宗 司
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	今 西 弘 至
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	西 田 哲 也
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第32号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第33号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）
- 追加日程 1. 議長辞職許可について
- 追加日程 2. 議長選挙について
- 追加日程 3. 副議長辞職許可について
- 追加日程 4. 副議長選挙について
- 追加日程 5. 常任委員会委員の選任について
- 追加日程 6. 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 7. 都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可について
- 追加日程 8. 都市基盤整備特別委員会委員の選任について
- 追加日程 9. 広報発行対策特別委員会委員の辞任許可について
- 追加日程 10. 広報発行対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程 11. 推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程 12. 議長報告について
 - (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
 - (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について

(3) 都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果について

(4) 広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより、平成17年第3回斑鳩町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成17年第3回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素から、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成17年度も既に1カ月余りを過ぎ、4月1日付で若干の職員の人事異動を行い、新たな体制の中で「一人ひとりが創り出すまち～歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて、職員ともども一丸となり、創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に積極的に取り組んでいるところであります。議員皆様方のより一層の温かいご支援とご協力を賜りながら、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど3議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、すべて原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。14番、里川議員、15番、中西議員を指名いたします。両議員にはよろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第32号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第33号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)、以上3議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議いたされました3議案について提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

はじめに、議案第32号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成17年3月18日から施行されたことに伴い、当町の非常勤消防団員等の障害補償等に係る障害の等級について、地方公務員災害補償法の規定に準じて所要の規定を整備することとし、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、当町の非常勤消防団員の退職報償金について整合性を図るため、退職報償金を改定することとし、本条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,275万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ95億207万1,000円としたものであります。

主な予算補正の内容につきましては、歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び特別交付税の確定と地方債の許可予定額の確定による予算補

正、歳出予算では、各事業の完了に伴う予算補正を行うもので、本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成17年3月31日付けで町長専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

各種交付金の決定によるもので、第2款地方譲与税では、所得譲与税、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税で297万円の増額、第3款利子割交付金では、514万6,000円の減額、第4款配当割交付金では、307万3,000円の増額、第5款株式等譲渡所得割交付金は、617万5,000円の増額、第6款地方消費税交付金は、3,396万2,000円の増額、第7款ゴルフ場利用税交付金では、764万6,000円の減額、第8款自動車取得税交付金では、357万6,000円の増額、第10款地方交付税は、2,119万9,000円の増額、第11款交通安全対策特別交付金は、46万5,000円の増額であります。

第12款分担金及び負担金では、いかるが溜池土地改良区総代選挙が無投票となりましたことから79万1,000円の減額であります。

第15款県支出金では、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金が確定いたしましたことから374万7,000円の減額であります。

第16款財産収入では、土地開発基金で所有しております用地につきまして、使用料収入がありましたことから1万8,000円の増額であります。

第17款寄附金では、福祉基金への寄附がありましたことから5万円の増額であります。

第18款繰入金では、公共施設整備基金につきまして、充当対象事業でありますJR法隆寺駅周辺整備事業の平成16年度事業費が確定しましたことから4,760万円の減額であります。

第21款町債では、ため池整備事業債外5事業にかかります地方債許可予定額の確定により7,620万円の増額であります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

歳出予算の補正につきましては、事務事業等の完了に伴う事業費の減額補正と地方債及び県支出金等の特定財源の確定に伴い、財源の振替えを行ったものであります。

はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費では、土地開発基金

にかかります使用料収入がありましたことから、その積立金として1万8,000円の増額、第6目企画費では、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の確定により1,191万4,000円の減額であります。第4項選挙費、第4目いかるが溜池土地改良区総代選挙費では、いかるが溜池土地改良区総代選挙が無投票となりましたことから79万1,000円の減額であります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、福祉基金としてご寄附をいただきましたことから、その積立金として5万円の増額であります。

次に、第6款商工費、第1項商工費、第9目緊急地域雇用創出特別対策事業費では、緊急地域雇用創出特別対策事業として実施いたしました各事業の完了により374万5,000円の減額であります。

第9款教育費、第5項社会教育費、第6目図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定により93万1,000円の減額であります。

最後に、第11款公債費、第1項公債費、第2目利子では、町債等の借入金に係ります利子償還金の確定により1,919万5,000円の減額補正を行っております。

なお、特定財源等の増額により生じました財源1億1,926万6,000円につきましては、予備費に留保いたしました。

また、本補正予算では、JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして、補償調査業務委託が、調査対象者の事情により年度内に完了できないことから、所要の金額につきまして繰越明許費予算の変更をさせていただいております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程3、議案第32号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、委員会付

託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案第32号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について私の方からご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第32号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、最後のページであります要旨によりご説明を申し上げます。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、平成17年政令第47号であります。これが平成17年3月18日から施行されたことにより、当町の非常勤消防団員等の障害補償等に係る障害の等級について、地方公務員災害補償法の規定に準じて所要の規定を整備する等の改正を行うものでございます。

まず、1点目の改正の内容でございますが、1つ目の手指の障害の等級の改定でございます。

一手の示指、いわゆる片方の手の人差し指でございますが、を失ったものに係る障害の等級を、第10級から1級引き下げて第11級、一手の中指、いわゆる片方の中指でございますが、または環指、薬指のことでございますが、環指を失ったものに係る障害の等級と同一の等級とし、一手の小指、いわゆる小指を失ったものに係る障害の等級を第13級から1級引き上げて第12級としたこと。また、これらの改定に伴い、複数の手指を失ったものに係る障害の等級を改定すると共に、手指の用を廃したものに係る障害の等級を手指を失ったものの例に準じて改定するというところでございます。これは別表第3の関係でございます。

2つ目の眼の障害の等級の改定でございます。

複視とは、物が2つに見えることでございますが、複視に係る障害については、これまで別表第3に定める各等級の障害に相当するもの、いわゆる「準用等級」とされてお

り、その障害の等級は、正面視で複視を生ずるもの、いわゆる正面を見た状態で物が2つに見える状態でございます、について、第12級、左右上下視で複視を生ずるもの、これは眼球を上下左右に動かした状態で物が2つに見えるという状態でございます、について第14級とされていたが、同表に正面視で複視を残すもの及び正面視以外で複視を残すものとして掲げることとすると共に、それらの障害の等級について、それぞれ第10級及び第13級とするものでございます。これにつきましては、別表第3の関係でございます。

3点目のその他でございますが、所要の用語の整理を行うということで、これは別表第2及び第3の関係でございます、いわゆる条例中のふりがなの削除と言葉の表現の変更をされております。

次に、2つ目の適用関係でございますが、まず1つ目の施行期日等でございます。公布の日から施行し、平成16年7月1日から適用するということになっております。

2つ目の経過措置でございますが、平成16年6月30日までに疾病等にかかり、同日までに治癒したときは従前の例によるものとするということと、適用の日から施行の日の前日までの間における疾病等にかかる補償金等の支給については、内払いとみなすこと等の経過措置を定めているものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。なお、改正条例本文並びに新旧対照表の説明は省略させていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、満場一致をもってご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、説明を聞かせていただきまして、等級の整理であるとか、そういう問題については、現状に合った状態でやっていただくというのは非常にいいことであるというふうに考えております。所要の用語の整理についても、今、まさに色々な問題の中で、我々も気をつけていかなければならない点ですので、そういう常に用語の整理も行っていただくということは重要なことだと思いますが、この案件につきまして、1つは、現在までに斑鳩町でもこういった公務災害の補償を適用された例というのがあるのかどうか、どの程度あるのかというようなことも、ちょっとこれを見る中で、私も今まで全くそういうことわかっていなかったもので、1点お聞きしたいなということと、それと、今、部長が説明していただいた中の経過措置なんですけれども、もしも適

用の日から施行の日までの前日ということでは内払いということを書いていただいているわけなんですけれども、施行、7月1日の前に疾病が出てきて、そしてその後1日以降に治療をしている状況があるという形で治癒はしてないという状況の中では、取り扱いについてはどういうふうになっているのかというのが、この文章を読んでいる中ではちょっと私理解がしきれなかったんで、確認だけしておきたいなと思いました。お願いします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず1点目の公務災害補償のこういったような事例はないのかという話でございまして、いわゆる障害に残るようなことについては今まではないということでございます。ただ、怪我とか、そういったことに対する補償がされたことはございます。

2点目につきましては、今年の7月1日が基準になっておりますので、それ以前に疾病等にかかって、以後引き続きされておったということになれば、それについては、その関係については、以後については、新しい基準のもとに対象にされていくということで理解しております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 承知をいたしました。そこできちっと線が引かれるということであれば、理解できますので、また危険なことを、消防団員の皆様方、危険の伴う仕事をしていただいております。担当の部局とされましても、今後出来るだけ怪我のないように努めていただけるように、またよろしく願いしときたいと思います。

○議長（浅井正八君） ほかに質疑ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第32号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程4、議案第33号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第33号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、議案第33号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、私の方からご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第33号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の
支給に関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例(要旨)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第48号)が平成17年4月1日から施行されたことにより、この改正に基づき、当町の非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げることとし、所要の改正を行うものでございます。

まず、1つ目の改正の内容でございます。

退職報償金の支払額を下の特表のように引き上げることにより、別表中のアンダーラインを引いております階級及び勤続年数区分のところにおきまして、それぞれ2,000円を引き上げるものでございます。

次に、2つ目の適用関係でございます。

1点目の施行期日等でございますが、公布の日から施行することにより、

2つ目の経過措置でございます。平成17年4月1日前に退職した者については、な

お従前の例によるものとするということと、平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における退職報償金の支払いにつきましては内払いとみなすことの経過措置を定めておるものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。なお、改正条例の本文及び新旧対照表の説明は省略させていただきますが、何とぞよろしくご審議を賜り、満場一致をもってご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

次に、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）をご説明申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報

告し、議会の承認を求めます。

平成17年5月11日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について

標記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成17年3月31日

斑鳩町長 小城利重

町長専決処分をさせていただきました平成16年度の斑鳩町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,275万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ95億207万1,000円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び町交付税の確定と、地方債の許可予定額の確定に伴う補正、歳出予算につきましては、事務事業等の完了による事業費の減額補正と、地方債をはじめとする各特定財源の確定に伴いまして財源振り替えを行ったものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき町長の専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、本予算補正の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入予算の補正でございます。9ページをお開き願いたいと思います。

第2款の地方譲与税でございます。第1項、所得譲与税では1万2,000円の増額。第2項、自動車重量譲与税では137万7,000円の増額。第3項、地方道路譲与税では158万1,000円を増額させていただいております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。第3款の利子割交付金では、514万6,000円を減額、第4款の配当割交付金では307万3,000円を増額、第5款の株式等譲渡所得割交付金では617万5,000円を増額させていただいております。

次に、11ページでございますが、第6款の地方消費税交付金では、3,396万2,

000円を増額、第7款のゴルフ場利用税交付金では764万6,000円を減額、第8款の自動車取得税交付金では357万6,000円を増額させていただいております。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。第10款の地方交付税では、特別交付税が確定したことによりままして2,119万9,000円を増額、第11款の交通安全対策特別交付金では46万5,000円を増額させていただいております。また、第12款の分担金及び負担金、第2項負担金では、いかるが溜池土地改良区総代選挙事務経費の確定に伴いまして79万1,000円の減額をさせていただいております。

次に、13ページでございます。第15款の県支出金、第2項県補助金では、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金で、本補助金の承認を受けて実施いたしましたIT・パソコン講習会等の事業が完了したことによりまして、補助対象事業費が確定しましたことから、374万7,000円を減額させていただいております。

第16款の財産収入では、第1項財産運用収入におきまして、土地開発基金で所有いたしております土地におきまして、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る工事用としての土地使用の申請がございまして、当該土地の使用を許可したことによりまして、その土地建物貸付収入1万8,000円を増額させていただいております。

第17款の寄附金では、福祉基金への寄附をいただいております5万円を追加させていただきます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。第18款の繰入金でございますが、第1項基金繰入金で、公共施設整備基金を財源の一部として進めておりますJR法隆寺駅周辺整備事業の平成16年度整備事業費が確定いたしましたことから、4,760万円を減額させていただいております。

次に、第21款町債でございますが、地方債許可予定額の確定に伴いまして7,620万円を増額させていただいております。この内訳でございますが、まず第1目の農林水産業債におきましては、ため池整備事業債で70万円の増額、土地改良事業債で190万円の増額となっております。第2目の土木債では、地方特定道路整備事業債で1,700万円の増額、まちづくり総合支援事業債で1,000万円の増額、JR法隆寺駅周辺整備事業債で4,750万円の増額となっております。第3目の教育債におきましては、中宮寺跡史跡用地購入事業債で90万円の減額となっております。

以上が歳入の関係でございます。

続きまして、歳出予算の補正についてご説明申し上げます。15ページからござい

ます。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費におきましては、土地開発基金所有の土地の貸し付けに係る貸付収入の同基金への積み立てにより1万8,000円を増額させていただいております。第6目の企画費におきましては、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の精算に伴いまして1,191万4,000円を減額させていただいております。第4項の選挙費、第4目いかるが溜池土地改良区総代選挙費では、当該選挙が無投票になりましたことから、79万1,000円を減額させていただいております。

次に、16ページでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費であります。福祉基金にご寄附いただきました寄附金の同基金への積み立てにより5万円を追加させていただいております。

また、第5款の農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、地方債の許可予定額の確定によりまして、予算の補正を行わず財源の振り替えをさせていただいております。

次に、17ページでございます。第6款の商工費、第1項商工費、第9目緊急地域雇用創出特別対策事業費では、IT・パソコン講習会事業、福祉サービス現況調査事業、水道管路情報構築事業の事業費がそれぞれ確定いたしましたことから、374万5,000円を減額させていただいております。

次に、第7款土木費でございます。第4項都市計画費では、地方債の許可予定額の確定に伴いまして、それぞれの目において予算の補正を行わず、財源の振り替えを行っております。

次、18ページをお開きいただきたいと思っております。第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、地方債の許可予定額の確定に伴い、予算の補正を行わず、財源の振り替えを行っております。第6目の図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の精算に伴いまして、93万1,000円を減額させていただいております。

第11款公債費でございます。第1項公債費、第2目利子では、償還金利子の確定により、1,919万5,000円を減額させていただいております。

次に、19ページでございます。第12款の予備費でございます。特定財源の増額等により、1億1,926万6,000円を増額させていただいております。

続きまして5ページへお戻りいただきたいと思っております。

まず、第2表の繰越明許費補正についてであります。JR法隆寺駅周辺整備事業につきまして、補償調査業務委託が調査対象者の事情により年度内に完了出来ないことから、その所要額333万9,000円を追加して繰越明許費予算の補正をさせていただいたものでございます。

次に、第3表の地方債補正では、先ほども申し上げましたように、地方債予定額の確定に伴いまして、地方債の限度額をそれぞれ変更させていただいたものでございます。

それでは、1ページへお戻りいただきたいと思っております。

予算書を朗読させていただきます。

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,275万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ95億207万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成17年3月31日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成16年度の斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 提出議案説明を読ませていただいて、法隆寺駅舎の補償委託業務について少しお聞かせいただきたいと思っております。

この補償委託業務につきまして、以前、都市基盤特別委員会の中で、この件についてのご説明等はまだいただけていないと思っておりますので、この業務についてももう少し詳細に

ふれていただきたいのと、あと、調査対象者の事情によって年度内に完了出来ないということにつきまして、一定金額を使って行うということについてはしっかり効果が得られるような取り組みになっているのかというところが少し心配なので、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ただいまのご質問に対して私の方からお答えをさせていただきます。

補償委託業務の詳細ということでございますけれども、駅の南口から駐輪場部分を拡幅いたしまして県道の跨線橋まで道路整備を行うということで、今現在地権者の方と事業概要の説明、そして用地の協力をお願いに伺っているところでございますけれども、当該地権者の方から、道路の現状を見る中では整備は必要だというご意見もいただいております。しかしながら、当該物件については、4事業所が入っているという中で、その事業所全体を整理していくには、早く補償額等出していただいて協力出来るようにしてもらえないかなというご意見もいただいた中で、本年1月17日に、その建物等営業補償を含めまして委託を発注をいたしました。しかしながら、4事業所が存在するという中で資料提供等してもらわなければいけないわけですが、1事業所について年度内に提出が難しいということの中で、今回年度内の業務が完了出来ない、補償調査業務が完了出来ないということで、繰り越しをさせていただいたという状況でございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

年度内の完了についてなんですけれども、今回の補償調査業務については、あくまで個人さんとの用地交渉のための補償額を算定をしていくという業務でございますので、少しの期間が遅れるということについては、特段支障はないのかな、このようには考えているところでございます。早急に資料提供等していただく中で、地権者さんと交渉等行いたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 文化振興財団の件なんですけれども、この提出議案説明の方にも合計で1,191万4,000円の減額というふうになっておりました。多額の費用をかけていかるがホールを建設しました。ランニングコストも非常に高つくという中で、我々そういう点で経費の節減ということにも努めるようにも言ってきました。けれどもその反面、無駄を省くことはいいんですけれども、住民にとって重要なことまで

省かれるようなことはないようにせないかんという、そういう両面から私たちはその問題を見ていかないといけないという立場にあるということをもまず申し上げてお尋ねするわけなんですけれども、文化振興センター施設管理業務委託料も515万6,000円、大きいですね。それと、文化振興財団補助金、これも675万8,000円、非常に大きい金額での減額というふうになっているんですが、今申し上げましたように、私たち、無駄は省いたらいいと思いますし、経費は節減するのは非常に重要なことであるというふうに思いますが、本来の施設がやっぱり有効に使われているのかどうか、住民の皆さんのためにその施設が有効利用されているのか、ちゃんと魂の入った施設になっているのかという点からも、やはりこの内容についてはきちっとお聞きをしておきたいというふうに思うんです。よろしくをお願いします。

○議長（浅井正八君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 今、文化振興センターにおきます委託料と補助金の減額等についてであります。この文化振興センターの委託料につきまして、515万6,000円の減額となりました主な理由であります。特に文化振興財団の施設管理運営で掲げております需用費、光熱水費というんですか、電気使用料等が対前年度と比較しますと26万5,000円の減となっております。予算作成時等では、予算の編成時に当たりまして、前年度、前々年度の決算額から比較しますと、148万円の減となっております。これら等におきまして、予算編成時等におきましては、若干の伸び等を加味し予算をつけていただいていたわけではあります。年度当初におきまして、関西電力等との事前契約を見直しし、基本料金、電気料金等の値下げが変更契約となり、大きく光熱水費で515万6,000円の内訳、474万9,000円の減額決算となり、需用費関係等の減ということで委託料については減額をさせていただきました。

次の補助金関係であります。補助金等につきまして675万8,000円の減につきましては、これ等につきましても、減額となりました。特に財団におきます自主事業の、自主イベント等の開催等ではあります。自主事業費の収入不足額が232万7,000円の減を当初予算より見ることが出来た、収入の確保を図ることが出来たといえます。総務管理費運営費関係で230万3,000円の減。これは、各需用費の節減等により減額することが出来たのと、そして大きく収入面で、使用料収入、入会金収入、雑収入等が予算超過の決算を得るということ、これ合わせまして130万の収入超過があったということで675万8,000円の減額決算を確保出来たということ

ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、参事の方から説明していただいた内容については、非常に納得出来るものであるというふうには思いますが、今後もさらに自主事業の運営について、より収入を得られるような魅力ある内容のもの、町民の皆さんがたくさんホールへ来ていただいて、今、おっしゃられたように、入会金とかそういうのを出してもホールの方へ関心を持っていただけるというようなことをさらにやっていただければ、やはりこういう補助金の減額につながっていくんだろうと、そしてまた町民の方にも喜んでいただけるというふうに思いますので、さらに努めていただきたいというふうに思います。

それと、上段の方の業務委託料の方ですね。主に光熱水費のことをおっしゃられたんですが、私以前から人件費関係のことでちょっと心配になってたんですが、今、お聞きしたように、たしか何も事業が行われてない時、ホールは夜行きましたらかなり電気消えてましてちょっと暗くなっているんですが、それはそれでも、非常に光熱費高くつきます、電気代高いですからね、あれなんです、私その時にちょっと事務所へぱっと入った時に、以前ですよ、女性の事務の方がお一人だけ夜いらっしゃったことがあって、ちょっとそういうところを、治安上、防犯上ちょっと心配だなということ、今こんな時代ですので、感じたことがあったんですが、その辺につきまして、人的な配置につきましても十分ご配慮の方をいただけているのかどうかということ、重ねてこの減額との関係の中でお聞きをしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 里川議員から前回の夜間等の配置につきましてはご質問をいただいた経緯があるわけですが、ご指摘されておりますように、女性1人勤務に夜間がならないように、男子1名、女子1名と、夜間等については2人勤務になっておりますねんけど、一応女性同士の夜間体制をひかないという形で配慮をして今日まで運用をさせていただいております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） わかりました。そしたら、その点についてまたよろしく願いたいと思います。

ここには出てきてないんですが、歳入の問題で、私、最終的には心配なところ、引き続いて現状だけお尋ねしておきたいと思うんですが、17年度予算の時にも出てたと思うんですけども、たばこ税の収入につきまして昨年増額補正をされた後、一定事業者の中で変化が起こって、増を見込んでおる割には増となっていない状況があったというようなことがあったと思うんですが、その後5月末をもつての出納閉鎖になってくると思うんですが、最終的なところはまだもう少し先だとは思いますが、その見込みというんですか、そこについてもあわせて聞いておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係については、当初よりも出るだろうということで、年度途中で増額をさせていただいたわけですが、残念ながらたばこ販売業者の中で拠点を移されたことによりまして減額になってきたことは事実でございますが、その後色々相手方と話し合いさせていただく中で再考をお願いしておるところでございますが、最終的にはすべてがそこまでは至らなかったという中で、予算よりも減って歳入になっておるといふこと、この状況は否めない事実でございますが、引き続き努力をいたしております、平成17年に入りましても、いわゆるまだすべてが戻ってきておらないという状況ではありますが、引き続き努力し、すべてがやはり拠点をこちらの方へ、斑鳩の方へ来ていただけるようなふうにとさらに努力して歳入の確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 単独町制を目指す斑鳩町としては、やはり地元にはいらっしゃる皆様方にご協力いただけるよう真摯に町としては努めていただいて、住民の皆さん方と共に、良好な健全な財政運営をしていけるようにさらに努めていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（浅井正八君） ほかに質疑ございませんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 先ほど木澤議員の方から質問あったんでちょっと重複になるわけなんですけれども、答弁の中で、4事業所のうち1事業所が同意を得られない。答弁の中で、余り影響がないというように私は受け取ったわけなんですけれども、実際に今後の事業を進めていく中で、本当に影響がないのか。斑鳩町全体を見渡しても、どの事業についても遅れておるわけなんです。もうちょっと真剣に私は取り組んでもらいたい

と思うんです。調査対象者には、事前に調査させてもらいますよということで同意を取っておられるように思うんですけれども、それはちゃんと取っておられるんですか。今後のその1事業所についての同意をもらえる見通しというか、町の考え方をお聞かせ願いたい。

あわせて、余り関係ないかもわかりませんが、先日ああいう福知山線で大きな事故があり、いつの新聞でしたか、見てますと、ほかの事業で延期されているところもあるわけですね。関西線でも、今、大阪の柏原と法隆寺もやってもろうてるわけなんですけれども、この事業についてのJRから何か、事故との関連で遅れるとかいうことを聞いておられるのか、またどういう受け取り方をされてるんかお聞かせ願いたい。

○議長（浅井正八君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 1点目の4事業所のうち1事業所について同意が得られていないということでご指摘をいただいたわけですが、同意を得られていないという状況ではございませんで、家屋調査に入る段階ですべて4事業所に対して声がかかっておるわけです。その中で、1事業所について資料の提出していただく書類も、古い部分も必要になってきますので、年度内での提出は少し難しい、こういう状況でございますので、拒否をされているとか、そういう状況でございますので、提出はしていただけるものと、このように理解をしているところでございます。そうしたことから、拒否をされているということになれば、事業に対する影響というのは当然出てくるわけですが、そういう状況でございますので、特段の影響はないであろうと、こういうお答えをさせていただいたということでございます。

2点目の先般の事故の関係でございますけれども、今現在進めている部分については特段の影響はない、そのまま今現在も工事等も進められているという状況でございます。ただ、大阪支社の管内でございますので、先ほど質問者も言うておられました奈良の方で延期というような新聞にも出ておりました。そうした中で、大阪支社の総務企画課が町と交渉相手ということでなっておりますので、その総務企画課の担当者も、先般の事故の中で現場に2週間ほど張りついたというようなことも聞いておりますので、多少なりと影響が出てくるのかなと、このようには思っておるわけですが、その辺の度合いについてどの程度になるかまだ確認は取れてないという状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 各事業についても大変ご苦勞願っていることは、私はそのたびにも申し上げておるわけなんですけれども、やはり難しい問題ほど努力してもらわないと進まないと思いますので、今後一層の努力をされて遅延のないように、大きい道路に完成になるように努力をしていただくことをお願いして終わります。答弁は結構です。

○議長（浅井正八君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたしました。

ここで副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時27分 再開）

○副議長（浦野圭司君） 再開いたします。

ただいま浅井議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づきまして会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浦野圭司君） 異議なしと認めます。よって議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○副議長（浦野圭司君） 再開いたします。

ただいま議題となっております議長辞職許可について、地方自治法第117条の規定により、浅井議員の退席を求めます。

（浅井議員 退席）

○副議長（浦野圭司君） 議長の辞職願を事務局長に朗読をさせます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君） 議長辞職願を朗読します。

議長辞職願

今般、議員申し合わせにより、議長辞職願を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成17年5月11日

斑鳩町議会議長 浅井正八

斑鳩町議会副議長 浦野圭司様

○副議長（浦野圭司君） お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浦野圭司君） 異議なしと認めます。よって議長辞職については、満場一致で許可いたされました。

（浅井議員 着席）

○副議長（浦野圭司君） 浅井議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました議長辞職許可については、満場一致で許可いたされました。

議長辞職のあいさつをお受けいたします。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 議長辞職に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

顧みますと、昨年5月の臨時議会におきまして、議員各位の推挙をいただき、名誉ある議長の職に就任させていただきました。皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、大過なくその職責を果たすことが出来たことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

本当にあつという間の1年でございました。議員皆様方には、私の至らぬところ多々あったことと思いますが、議長として盛り立てていただき、またご支援いただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

議長といたしまして推挙いただくに当たり、それなりのご期待も多少お持ちであったかもしれません。しかし、非才のためそのご期待に沿えなかったことに対し、深くおわびしたいと思います。

議長を辞職いたしましても、町政の発展と住民福祉を願う心は皆様と同じでございますから、変わらぬご指導をお願いいたしまして、議長辞職のあいさつとさせていただきます。

ます。どうもありがとうございました。

○副議長（浦野圭司君） 浅井議長におかれましては、昨年5月以来議長として議会のためにご尽力をいただき、ここに副議長として議会を代表し感謝申し上げる次第であります。ありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浦野圭司君） 異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浦野圭司君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、副議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浦野圭司君） 異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。

議長に、中西議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました中西議員を、議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浦野圭司君） 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました中西議員が議長に当選いたされました。

ただいま議長に当選いたされました中西議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

新議長の就任のごあいさつをお受けいたします。15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） ただいま議員皆様方の指名推選という形で議長という要職をい

ただきまして、本当にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

私も議長という要職は初めての経験でございまして、皆様方のご協力を得ながら、住民の方に親しまれるひらかれた議会運営を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員皆様方はじめ理事者の皆様方のご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（浦野圭司君） ありがとうございます。議長に議長章の授与を行います。

（議長章授与）

○副議長（浦野圭司君） 議長に議長席にお着き願うことといたします。

これをもって私の職務を終了いたします。皆様のご協力を賜りありがとうございます。ありがとうございました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（中西和夫君） 会議を再開いたします。

ただいま署名議員が欠員となりましたので、議長より補充の指名をいたします。署名議員に、西谷議員、よろしくお願いいたします。

ただいま副議長の浦野議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浦野議員の退席を求めます。

（浦野議員 退席）

○議長（中西和夫君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長（浦口隆君） 辞職願を朗読いたします。

辞職願

私は、このたび、議会の申し合わせにより副議長の職を辞したいので、地方自治法第

108条の規定により許可くださるようお願いします。

平成17年5月11日

斑鳩町議会副議長 浦野圭司

斑鳩町議会議長 中西和夫様

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。副議長辞職については、満場一致で許可いたしました。

（浦野議員 着席）

○議長（中西和夫君） 浦野議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議長辞職許可については、満場一致で許可いたしました。

副議長辞職のあいさつをお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 副議長を辞職するに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成16年5月の臨時議会におきまして、議員2年目という経験少ない人間であるにもかかわらず、皆様方の温かいご支援をいただき、副議長の要職に就任させていただきまして以来1年間、至らぬ点が多々ございましたにもかかわらず、曲がりなりにも務めることが出来たことは、議長はじめ先輩、同僚議員のご指導とご協力の賜物でございます。ここに慎んでお礼を申し上げます。

私の場合は、議長にかわってのごあいさつをさせていただく程度で、議長を代行する機会はそう多くはありませんでしたが、弱い副議長だから助けてやらなければといった議員各位のご高配によりまして重責を果たし得たのでありまして、深く感謝の念でいっぱいでございます。

副議長を辞職いたしましても、一議員として本町の発展と住民福祉の向上に献身する所存でありますので、一層のご指導、ご鞭撻をくださいますようお願い申し上げまして辞任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 浦野議員におかれましては、昨年5月から副議長として議会運営にご尽力いただき、ここに厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に

基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

副議長に、坂口議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました坂口議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました坂口議員が副議長に当選いたされました。

ただいま副議長に当選いたされました坂口議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による副議長当選の告知をいたします。

副議長の就任あいさつをお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番(坂口 徹君) ただいま皆様方のご推選によりまして、副議長という重責を就任いたしました。誠にありがとうございます。初めての経験ですので、何かと至らぬ点多々あるかと思っておりますけれども、中西議長ともども皆様方のご協力をいただきまして、斑鳩町議会、また斑鳩町の発展のために精一杯頑張らしていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。簡単ではございますけれども、これで就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 続いて、委員会条例第3条の規定により、各常任委員会委員の任

期が満了したことにより、この際日程に常任委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時05分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

大変お待たせをいたしました。ただいま議題となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、嶋田議員、木澤議員、松田議員、西谷議員、森河議員、坂口議員、厚生常任委員会委員に、浦野議員、三木議員、木田議員、里川議員、中西議員、建設水道常任委員会委員に、飯高議員、中川議員、浅井議員、小野議員、吉川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程5、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆様方には、よろしく願います。

続きまして、委員会条例第4条の2の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了したことにより、この際日程に議会運営委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、里川議員、飯高議員、松田議員、西谷議員、小野議員、坂口議員、三木議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程6、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしく願いいたします。

副議長と交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

(午後1時02分 休憩)

(午後1時03分 再開)

○副議長(坂口徹君) それでは、再開いたします。

続きまして、都市基盤整備特別委員会委員の松田議員、中西議員から、都市基盤整備特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(坂口徹君) 異議なしと認めます。

よって、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題いたします。

地方自治法第117条の規定により、松田議員、中西議員の退席を求めます。

(松田議員、中西議員 退席)

○副議長(坂口徹君) 松田議員、中西議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞職願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口隆君) 辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

今般、議会申し合わせにより、都市基盤整備特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願

を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成 17 年 5 月 11 日

都市基盤整備特別委員会委員

松 田 正

斑鳩町議会副議長 坂口徹様

以下同文でございますので、お名前のみ朗読させていただきます。

平成 17 年 5 月 11 日、都市基盤整備特別委員会委員、中西和夫、斑鳩町議会副議長坂口徹様。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○副議長（坂口徹君） お諮りいたします。都市基盤整備特別委員会委員の松田議員、中西議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、松田議員、中西議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（松田議員、中西議員 着席）

○副議長（坂口徹君） 松田議員、中西議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

ただいまの議決により都市基盤整備特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。よって、都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第 7 条の規定により、議長により指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（坂口徹君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。都市基盤整備特別委員会委員に、浦野議員、中

川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程 8、都市基盤整備特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、委員を選任することに決定いたしました。

議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

(午後 1 時 0 7 分 休憩)

(午後 1 時 0 8 分 再開)

○議長(中西和夫君) 再開いたします。

続きまして、広報発行対策特別委員会委員の小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員から、広報発行対策特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員の退席を求めます。

(小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員 退席)

○議長(中西和夫君) 小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口隆君) 辞職願を朗読させていただきます。

辞職願

今般、議会申し合わせにより、広報発行対策特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出しますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成 17 年 5 月 11 日

広報発行対策特別委員会委員

小野隆雄

斑鳩町議会議長 中西和夫様

以下氏名のみご報告させていただきます。

同じく、広報発行対策特別委員会委員、嶋田善行。

同じく、広報発行対策特別委員会委員、三木誓士。

同じく、広報発行対策特別委員会委員、中川靖広。

以上4名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。広報発行対策特別委員会委員の小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員 着席）

○議長（中西和夫君） 小野議員、嶋田議員、三木議員、中川議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました広報発行対策特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

ただいまの議決により広報発行対策特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に広報発行対策特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し議題といたします。

本件についても、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。広報発行対策特別委員会委員に、坂口議員、飯高議員、浅井議員、里川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程10、広報発行対策特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いいたします。

続きまして、議会推薦の農業委員会委員の任期が、本年7月19日付をもって任期満

了となります。よって、斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し議題といたします。

ただいま議題となっています斑鳩町農業委員会委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦に係る農業委員に、里川議員、森河議員、以上2名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、里川議員、森河議員の退席を求めます。

(里川議員、森河議員 退席)

○議長(中西和夫君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、追加日程11、斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました2名の方を推薦することに決しました。

(里川議員、森河議員 着席)

○議長(中西和夫君) 里川議員、森河議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。各委員にはよろしく願いいたします。

議長報告(1)から(4)までにつきましては、事務局長から報告をさせます。浦口事務局長。

○議会事務局長(浦口隆君) それでは、報告をいたします。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてご報告をさせていただきます。総務常任委員会委員長に嶋田議員、副委員長に木澤議員、厚生常任委員会委員長に浦野議員、副委員長に三木議員、建設水道常任委員会委員長に飯高議員、副委員長に中川議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてご報告いたします。委員長に里川議員、副委員長に飯高議員であります。

次に、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてご報告いたします。委員長に三木議員、副委員長に嶋田議員であります。

次に、広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果についてご報告いたします。委員長に木澤議員、副委員長に坂口議員であります。

以上です。

○議長（中西和夫君） ただいま事務局長から報告させましたとおりであります。皆さんにはよろしく願いいたします。

以上で、本日開催の第3回臨時議会に付議されました各議案につきましてはすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして助役の方からごあいさつをお受けいたします。芳村助役。

○助役（芳村 是君） 平成17年第3回町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案させていただきました斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてなど3議案につきまして、議員皆様方には、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご審議により原案どおり承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますと共に、厚く御礼申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長の選出をはじめ各常任委員会及び特別委員会の各委員等を選出していただき、大変ご苦労さまでございました。改めてお礼を申し上げます。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方には、町の懸案事項等についてご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動に一層のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって平成17年第3回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時18分 閉会）